

〈論 文〉

イランにおける女性の社会的地位についての考察 —モハンマド・レザーパフラヴィ朝期を中心とした変容—

A Study of Women's Social Status in Iran

— With the Main Focus on Changes During Muhammad Reza Pahlavi Period —

ガッフアリゴルゼイン ホセイン (GHAFFARIGORZIN, Hossein)

Abstract

This research aims to study women's status from educational, legal and social perspectives. Considering the fact that the major promotion of women in achieving freedom has been initiated from the Pahlavi period, the author wishes to conduct the research covering this period of history.

During World War II, Prince Muhammad Reza Pahlavi, replaced his father (Reza Shah) on the throne on September 16th, 1941. Between 1962 and 1978, the Iranian women's movement gained tremendous victories: women won the right to vote in 1963 as part of Muhammad Reza Shah's White Revolution, and were allowed to stand for public office. In 1975 the Family Protection Law provided new rights for women, including expanded divorce, custody rights and reduced polygamy, that raising the minimum age of marriage for girls, and supporting women's employment with maternity leave and childcare provision. Also, the first movement against honor killing in the region began in Iran in the early 1970s.

According to the author, due to the influence of Islam in the society, the changes with regard to women's rights were in conflict with its traditions. These changes were not possible in a short time and led to demonstrations against the Shah and eventually the overthrow of Iran's monarchy (Pahlavi dynasty) under Muhammad Reza Shah Pahlavi, and its replacement with an Islamic republic under Ayatollah Ruhollah Khomeini, the leader of the revolution.

序章

私がこのイラン人女性の社会地位に関心を持ったのは、初めて日本に留学した2008年に始まる。この時の留学が自身にとっては、初めての海外経験であった。これをきっかけとした異文化交流により、様々な経験、そして同時に多くの疑問も感じるようになった。その中でも強く衝撃を受けたものの一つとして、日本人女性が着用している衣服があった。日本人女性は好きな服を自由に、また諸事情に合わせて着用している。また、女性は男性と同様に夜遅くまでアルバイトも行っている。そして、公務員あるいは会社員として活躍する日本人女性からは、仕事に対する意識や動機づけがかなり高いものであることを感じ取ることができた。日本は第二次世界大戦後の世界において、飛躍的に発展した先進国の一つであるが、その理由は男性が勤勉・勤労・真面目であるということだ

けではなく、女性の進出や与えた影響の高さも要因の一つにあるのではないかと考えられる。

本研究では、私自身の祖国における女性社会が日本の女性社会と異なっていることを疑問点とし、まずイラン人女性の社会的地位や就労に対する社会の風土などの根本的な理由について考察すること、そしてイスラーム社会における女性の社会参加及び社会的地位の現状を明らかにすることを自身の研究目的・テーマとする。

まず、イスラーム社会における女性の地位の低さを表す様々な歴史的事例を示し、その上でパフラヴィ朝（1941 - 79）期の女性意識の変革を促す政治的改革とその反応等を考察することで、この問題への手がかりを示すことができると考える。

パフラヴィ朝期においては、女性に生活の上で最低限必要な経済的機会を提供するのは、男性の義務とされており、女性自身が生活上最低限必要な経済的機会を確保するために家庭外で働く必要はないと主張されていた。こうした女性の権利をよく理解しない女性の例として「家族に関する国際法」と題する論説では「西欧かぶれ」の女性を批判している（中西 1996:147）。西欧かぶれの女性は、家族の絆の重要性や将来の社会を担う子供を育てる家庭での女性の役割を理解せずに、家の外で仕事をもつことが経済的に自立することであり、又男女が平等になることであると誤解していると主張する。女性の社会での役割はまず家事をすることで、子供を育て家庭を守ることであり、「真のイスラーム社会」では生活資金を稼ぐのは男性であり、女性はいったん結婚すれば離婚後も経済的な保障がなされる。この見解は現イスラーム共和制においても見られる「男は外で仕事、女は家事と育児」という男女の役割分担を受け入れた主張であるようにもみえる。

イランの農村の女性は、家事労働にあたる仕事が家庭の領域を超えて農作業まで含んでいた。又、政治的な集まりが村長の家で開かれ、女性もそこに参加するため、その村の政治・経済的な領域に関わる話にも直接および間接的に参加することになるのである。その結果、社会的なネットワークを女性自らがつくり、政治上・経済上のネットワークがどう機能するかについて熟知していたりすることも多く、家事労働への従事を通じて家族や一族の政治的な利益拡大に貢献していると言える。一方、都市部の女性は、ヘジャーブの着用が義務付けられていたのは農村部の女性と同様であるが、中流・上流階級の家は女性に対して一定の自由を認めていたため、農村部の女性と比べるとより自由であったと考えられる。

白色革命と女性権利の拡大

第二次世界大戦が勃発すると、イランはイギリスおよびソビエト連邦両軍による分割支配を受け、レザー・シャーは退位を余儀なくされる。その皇太子であったモハンマド・レザー（Muhammad Reza）が王位に就くことになる。このモハンマド・レザー・パフラヴィ（Muhammad Reza Pahlavi）（パフラヴィ朝第二代皇帝 1941-1979 年）はヘジャーブ着用について言及しておらず、ヘジャーブを望む者は着用し、望まない者は着用しなくても構わないという任意性を重要視していた。また、イラン暦の 1285 年シャフリーヴァル月 17 日（1906/9/27）に制定された法律により、女性や犯罪者、

そして貧しい階層の人達は選挙に参加できないと規定されていたが (Azghandi 1384/2005-06:227)、モハンマド・レザー・シャーはこれに反対し、選挙の際には女性にも投票権を与えるべきだと主張、そして、自身の論理を以下のように展開している。

「ゾロアスター教義 (イスラム前のイラン国教) とイスラム教義の両方で、男女が平等であるべきだといわれている、しかし、私はイラン人女性の置かれている現状はよいものであるとは思わない。ヘジャーブを被ることは、自由なものであり、法律的に又、社会的に女性に対してそのような制約を強いることは不平等なことではないだろうか。例えば、女性がずっと家にこもり、夫の許可がない場合以外に外出できないというものであれば、女性は精神的にも肉体的にも病んでしまうのではないだろうか。その結果、社会も病んでしまうことになる。イラン人の女性は、男性同様に平等となり、国を発展させるためには自分の意見を出せるようにならないといけない」(Mirkhalafzade 1350/1971-72:251)。

「民主主義の意味は何か。もし読み書きのできない男が選挙に参加し、その一方、教養のある女性が選挙に参加できないならば、それは矛盾していないだろうか。仕事の面ではいわゆる国力は一人一人の国民の能力に反映する。特にイランは先進国との距離を短期的に縮める為には全員で協力しないとイケない。そこで社会の半分 (女) の能力も必要とされるべきではないだろうか。この白色革命の目的は社会の改革であり、そして経済改革と文化の発展、そして民主主義と国際的な理解や協力を得ることにある。白色革命は強制的な革命ではなく、男女相互が自由に協力し、国と自身の成功と利益を追求することにある」(Pahlavi 1345/1966-67:103)。

1338年シャフリーヴァル月15日 (1959/9/25) に国王が法務大臣に進言した見解としては「イランは、法律上の女性に対する制約をなくして、可能な限りイスラムに反対しない形で、他の世界の国々のようにその法律を変えるべきである。社会的権利と政治的権利の格差を無くし、女性に選挙権を与えれば女性も男性のように社会に進出することが可能である。」というものであった。また、同年に総務大臣が発した見解は、「私の国の女性は男性のように権利の獲得を希望している、それは女性に責任を持たせることで国力は二倍になる。この欠点をなくすことが将来の成功へ向けた期待となりうる」というものであった (Rooznameh-ye Ettela'at 1341/12/14-1963/3/10)。これら閣僚の進言や国王自らが持っていた方向性から、この白色革命は6つの事柄 (第5は女性権) で整理され、国民投票によってこれらを施行することになった。そして1341年バフマン月6日 (1963/1/26) に実施された国民投票により、5,598,711票の賛成と4,115票の反対で可決され (Cottam 1385/2006-07:393)、271,179人の女性が初めて国民投票に参加することとなった (Rejali 1350/1971-72:455)。これを受けて、1342年バフマン月13日 (1964/2/2)、議員により、18歳以上の女性の参政権に関する法案が制定された (イラン議会議事録 1342/11/13-1964/2/2, 第36会期)。ただこの国民投票では、上記の数字から明らかなように、国民が信頼できる公正な開票が行われたのか疑わしい。

そして、国王が考えていたように第22期国会選挙から第24期国会選挙では、22期26.4%、23期41%、24期44.5%、と女性選挙への参加率が上昇し、国内における女性がいかに選挙への参加を望んでいたかが浮き彫りとなった。しかし、同会期における女性議員の数は上昇するには至らず、以下

の数字が示すように、依然として男性議員がその圧倒的多数を占める結果に終わってしまっている。

国会議員

第 21 期	1342/07/14 (1963/10/06)	男性 190 人中 6 人	3%
第 22 期	1346/07/04 (1967/09/26)	男性 205 人中 7 人	3%
第 23 期	1350/06/08 (1971/08/30)	男性 257 人中 18 人	7%
第 24 期	1354/06/17 (1975/09/08)	男性 248 人中 20 人	8%

(Azghandi 1384/2005-06:228)

1 白色革命後の社会における女性の役割と活動

1969 年から 1979 年にかけてのイランにおける女性の雇用情勢は、イラン経済の発展の結果大幅に変わったといわれている。しかし依然として女性は男性より悪い労働環境に置かれているのが現実で、給料も男性より少ないというものであった。就業しているイラン人女性の割合は、1335 年 (1956-57) には 9.7%、1345 年 (1966-67) には 13.26%、1355 年 (1976-77) には 13.77% となっているが、当時の先進国等の女性就業率と比較すると圧倒的に低いことが分かる。

カナダ	44/1%
フランス	41.8%
日本	40.4%
スウェーデン	48%
ノルヴィー	44.6%

(Kar 1384/2005-06:186)

モサッデグ (Mosaddeq) ¹ 政権の崩壊後、再びモハンマド・レザー・シャーによる中央集権的な政治 ² が復活すると女性運動にも体制のコントロールが及ぶようになり、女性組織は体制の管理の下に統合が図られるようになっていった。この点は、1950 年代の動向の中で注目されるべき事柄である。1960 年に労働省の奨励で各女性団体の代表の集会在催されたのを契機に、「女性団体連合」(エツェハーデ・タシュキーラーテ・ザナーン Ettehad-e Tashkilat-e Zanan) が設立された。この連合は、1959 年には「イラン女性高等諮問委員会」(ショーラーエ・アリーエ・ジャミーアテ・ザナーネ・イ

1 モサッデグ (Mosaddeq) はテヘランで、ガージャール朝の縁戚にあたる名家に生まれる。留学しソルボンヌ大学卒業後、スイス・ヌーシャテル大学で法学博士号を取得。帰国後にイラン立憲革命に参加、国会議員となりアフマド・カバム (Ahmad Qavam) 内閣で財務大臣となる。パフラヴィ朝成立後の 1944 年に国民戦線 (Jebhe-ye Melli) を結成、民族主義を標榜しながら政治経済の両面で影響を及ぼしていたイギリスへの抵抗運動を始める。1951 年にイランの首相に就任しており、1951 年の首相就任後に石油国有化法を可決させて、石油産業を国有化する。また国王の力を衰退させることに一時成功した。しかし、1953 年にアメリカ政府、イギリス政府が画策した CIA による皇帝派クーデターによってモサッデグは逮捕され、モサッデグは失脚した。その後、3 年間の投獄を経て自宅軟禁となるが軟禁中に死去 (Abrahamian 1386/2007-08:343-4)。

2 モサッデグ (Mosaddeq) 政権の崩壊後、再び王権はモハンマド・レザー・シャーに戻った。国王はイランのセキュリティ・インテリジェンス (SAVAK) や軍隊、そして国会など状況に応じて王権をコントロールした。国王は王権を保つために独裁制をとった。そして政治的活動が激しくなってくる中、国王に対して反対した人たちを殺害、あるいは刑務所に送った (Abrahamian 1386/2007-08)。

ラン Shora-ye Ali-ye Jamiat-e Zanan-e Iran) に改名した。そしてモハンマド・レザー・シャーとは双子である王女アシュラフ (Ashraf) がこの委員会の名誉会長を務めるようになった。この諮問委員会には 18 の女性団体が入ったと言われている。この諮問委員会の主な目的は、「女性の識字教育のためのクラスを運営すること、このクラスを運営するボランティアを募ること、女性の元囚人の社会復帰を促すこと、国際的な女性の交流を推進すること」であった (中西 1996:47-48)。女性団体は、その活動を公に認めてもらうためには、この高等諮問委員会に入らざるをえなくなったのであり、こうして多くの女性団体は、アシュラフを主導者として体制側がイニシアティブをとる中央組織に吸収されることを余儀なくされたのである。女性運動に対するこのような政府の働きかけには、女性の社会進出を助けようとする一方で、その協力体制をアピールすることで国民からの支持を得ようとする意図もあったのではないかと推測される。

2 女性組織の取り組み

1966 年、「イラン女性高等諮問委員会 (Shora-ye Ali-ye Jamiyat-e Zanan-e Iran)」は「イラン女性機構 (Sazman-e Zanan-e Iran)」と名前を変え、前身組織である諮問委員会の時と同様に、王女アシュラフが会長を務めるというように、モハンマド・レザー・シャーの一族が主導権を握っていた。総会、中央諮問委員会、事務局、テヘラン本部と各地方支部から構成された非常に良く組織された機構であった。地方支部は 1977 年までには 400 ほどにまでなっていたという。法的、社会的な女性の地位の保障、識字や職業訓練を通じて女性の教育を高めること、国王の方針に従ってイランの国家的発展に女性の積極的な参加を促すこと、あらゆる面で女性が社会的責任を遂行できるように支援することなどの目標がかかげられていた。そのなかで最も重要な活動は、家族福祉センターの運営と女性の法的地位に関する調査とカウンセリングであったと言われている (Afkhani 1984:335)。

家族福祉センターは、イランの各地につくられ、読み書きなどの留学用のクラス、女性の健康管理、法律相談、保育所施設などを提供し、主に党支部の下層階級の女性の福祉の充実を目標にしていた。また、女性の法的地位に関する調査や公開講座が開かれ、女性の法的地位の改善のために政府機関に対する働きかけも行っていたが、この働きかけは表立って行うことを極力避けていたと言われる (Sanasarian 1982: 85-86)。これは、国内の女性の権利拡大に否定的な保守層の反感を買うことを恐れていたことである。しかし、1345 年 (1967) に制定された家族保護法や 1353 年 (1975) の保護法改正の動きは、「イラン女性機構」の政府に対するロビー的なアプローチなしにありえなかったと考えてもよい。

イラン女性機構の特徴は、アシュラフを頂点とする体制側に密着した機関でありアシュラフがその半数を指名する中央諮問委員会のメンバーが主導権を握り、一部の富裕な上流階級を除けば、たいていが教師、看護婦、政府機関の職員といった職業に関連した協会に所属したメンバーであり、いわゆる非政府系の知識人であるインテリ層からの支持を受けることなく運営されていたことである。イラン各都市の支部での主導権は地方都市の富裕な有力者の妻や娘が握っていることが多い。そのため、支部と労働者階級の女性との間に物理的・精神的な断絶があり、大衆化した組織にはな

りえなかった。この意味で、家族福祉センターというチャリティー事業はイラン人の大多数を占める読み書きができない女性や、都市のスラムに住む生活に苦しんだ女性たちのニーズに応えるだけの活動にはならなかった点も指摘される。

3 女性の社会活動法

国王は白色革命において、農村での識字拡大を目的として高校や大学に卒業した人を（女性も含む）派遣する「教育部隊」創設といった5項目を新たに追加した。当時国会はこの項目について以下の法律を議決した。

1章：白色革命の一つの事柄として、国の社会改革の為、女性は文化的かつ教育的、そして衛生的な活動に参加することになった。この法律においては、高校を卒業した女性、又はそれ以上の学位を持っている女性が活動することである。

2章：活動の詳細は以下の通りである。

- 1) 文化と教育の活動
- 2) 識字率の向上
- 3) 公衆衛生的な活動
- 4) 公共の福祉に係る活動

3章：女性の活動参加には年齢制限がある。高卒女性の年齢は18歳から満25歳であり、それ以上の学位を有する女性は、その年齢が30歳を超えないこととしている。

参加する女性の希望者が少ない場合は政府が募集し、その反面、希望者が多い場合は政府が抽選により実施することとなっている。

4章：抽選に参加資格を持たない女性は以下の通りである。

- 1) 既婚女性、又は子供を持つ女性
- 2) 家計を支えている女性
- 3) 身体的、精神的に、この活動に従事できない女性

1節：もしこの三つのグループに該当している場合であっても活動を希望するのであれば協力することができる。

5章：法律により6ヶ月間の研修が義務づけられているため、合格した女性は参加しなければならない³。

6章：法律により合格した女性は村での活動に対して毎月給料を受給する。

7章：法律により女性は活動終了時期に際して、以下の二つの事柄に関して優遇される。

- 1) 公務員としての採用時
 - 2) 研究・就学のための奨学金を受けるとき
- (イラン議会議事録 1347/4/13-1968/7/4, 第68会期)

この議決によって、上に述べた女性は文盲撲滅部隊として読み書きのできない大人と子供に教育

3 その当時は軍事訓練もあり、社会の反発を買うことになる。

する為に地方へ送られた。最初の5年間、約120,000人の若い女性と約11,000人の年配の女性がその任務にあたった。当時の男性に対する教育内容に比べると依然としてその教育格差は残ることになったが、1335年(1957)から1355年(1976)にかけて教育された女性の人数は3倍になった(Zahed 1382/2004:121)。この法整備がなされた結果、女性の教育環境は継続的に改善されていくことになる。他方、これらの教育環境の整備にあたってその改善が見られた反面、それに対する反対意見も存在した。特に聖職者や保守的な家族は、女性が入隊すること自体に反対であったのに加えて、治安が危惧される各地方へ長期間派遣されることにも全面的な同意をすることは困難であった。

4 家族保護法

イランでは一夫多妻が非合法化したことは歴史的に一度もないが、1967年に制定された家族保護法では、一夫多妻を少しでも制限しようとする試みがなされた。これまで男性は、4人までは自由に妻を娶ることができたが、1967年の保護法により、夫が別の女性と結婚する場合、法廷の許可なしには結婚できないとされた。さらに、1975年の家族保護法の改正で、最初の妻の許可がなければできないとされた(イラン議会議事録1353/11/15-1975/2/4,第208会期)。しかし、一時婚に関しては、何ら制限が加えられなかった。

離婚⁴に関しては、保護法は、男性の側からの一方的な離婚に制限を加えることを試みている。

保護法の制定前は、離婚に関しては、男性も女性も相手が狂人である場合は離婚できた。また、1928年の民法では、男性は自分が望みさえすればいつでも離婚でき、「ハンセン病や身体不自由、または両目が盲目になった場合や身体障害によって性交が出来なくなった場合」も自ら結婚の契約を破棄することができた。しかし、保護法のもとでは男性の側からの一方的な離婚はできず、夫婦和解が不可能であることを証明する証明書が家族保護裁判所から発行されなければ離婚が成立しないことになった。

従来、女性は男性が去勢、もしくは性的不能な場合においてのみ、女性から離婚の申し立てをすることができた。この点を改善するものとして、1967年の保護法ではさらに5つの条件を離婚の条件として認めることになった。それは、

- 1) 配偶者のどちらかが5年もしくはそれ以上の禁固刑に服すことになった場合
- 2) 麻薬などの中毒

4 離婚に関しては、一般に「タラーク(Talaq)」と呼ばれる男性側からの一方的な婚姻関係の破棄(タラークは、本来「結び目を解く」という意味で、イスラーム法では「正当な婚姻関係の解消」を指す。またこれはシーア派イスラームにみられる慣習である)が認められている。これに対して、女性にはこの権利が認められていない。しかし、女性の側からも離婚の申し立てができるように一定の条件を加えている。この条件には、夫が生計を立てる能力がない、もしくはあっても生活費を妻に支払わないとき、旅行による不在を夫が言い渡したとき、妻に対して暴力をふるったときなどがあげられている。また、夫が不治の病にかかったり、精神疾患にかかったり、性的不能になったりした場合、女性には結婚の契約を無効にする権利「ファスク(Faskh)」があるとされている。このファスクによる離婚で、女性が離婚を申し立てた場合、もともと婚姻に伴い女性に与えられているマハルという結納金(全払いと後払いがあり、離婚時にいくら払われるかも結婚の契約書に書くことになっている)のかなりの部分を返すことになっており、この意味では他の場合の離婚とは差別がある(Damad 1376/1998-99)。

- 3) 夫が最初の妻の同意なしに別の女性と結婚した場合
- 4) 配偶者のいずれかが家庭を捨てて、法廷がこれを確認した場合
- 5) 配偶者のいずれかが家名をけがすような罪を犯した場合

の5つの条件であった（イラン議会議事録 1346/1/27-1967/4/16, 第 350 会期）。

3番目の条件以外は、妻と夫の両方に適用されるものであり、女性側からの離婚の申し立てのみをしやすくしたものではなかったが、それまでの民法よりは、女性が離婚できる条件は増えたことは確かである。こうした条件は、結婚時に結ばれる結婚の契約書⁵にあらかじめ記載されており、女性自ら条件づけの項目を書き加える必要がなかったという意味で、これまでのイランの婚姻法なかではきわめて進歩的なものとしてイスラーム世界全体で注目されていたのである。

イラン女性機構（Sazman-e Zanan-e Iran）で議論された中で最も成果をあげたものに、家族の保護裁判所⁶などに関連する 1967 年の家族保護法（1975 年改正）の策定がある。全ての婚姻契約については、女性の為の権利として離婚に一定の権利が与えられた。これらの変更は、夫の権限を縮小するものであり、又、このことにより夫は理由なく離婚することができなくなっている。

家族保護法では、2番目の妻を娶ることにに関して罰金による対処が認められなくなるようになった。しかし、それはこのような事案が生じた場合において、最初の妻に離婚訴訟を起こす権利を与えることに関係する。1976 年の法律では、一時婚と二番目の妻を取ることに對して条件がいっそう厳しくされた（イラン議会議事録 1346/1/27-1967/4/16, 第 350 会期）。

この他、イラン女性機構の目指した成果として、女性の結婚年齢が 18 歳までに引き上げられたことが挙げられる。しかし、ここにはまだ欠点があった。それは法的に父親が 18 歳未満の娘の結婚に對して賛成であれば、裁判所はその結婚を認めるという内容であったが、しかし、裁判所は 15 歳未満の女性が結婚することを認めていないことである。なお都市部の貧困層や農村地域においては、多くの家族が自分の娘の生理的な尺度によって（初潮後）一時婚を容認していたこと、そして離婚した女性の財政的支援の欠如も家族保護法の問題点として課題を残していた。

5 結婚契約とは、結婚をする際、あるいは結婚後に取り交わされる法的な契約書である。イスラーム社会では、結婚を一つの契約と考える。結婚に関しては、マハル（Mahr）（婚資、結納金、結婚の保障金などと訳されているもの）や、離婚の際にどの程度保証金（慰謝料）を払うかなどの様々な条件を契約として明記した契約書にサインすることで、結婚が成立するのである。マハルは、男性から女性に払われる結納金のような側面も持つが、結婚の前払いと後払いとがあり、前払いの部分は結納金のようなものだと言ってよい。花婿（あるいは花婿の家族）が花嫁の家族に、マハル（前払いと後払いの両方）をいくら支払うかの額を結婚契約の際に決めるのである。これは、結婚がうまくいかずに離婚にまでいたる場合があることを想定しての花嫁に対する保証金である。契約書は、結婚する際でも結婚後のいずれかの時に結ばればよく、いったん結ばれた契約は永久に効力をもつ（Damad 1376/1998-99）。結婚契約は、イラン社会では、長く伝統的に行われてきた慣習である。この結婚契約については、大きく分けて二つの解釈がある。イスラームの誕生以降、女性の地位は高められたと考える立場の学者（イスラーム法学者も含めて）は、結婚契約は女性にとって有利なものであると考える。一方、フェミニスト的発想の学者は結婚契約によって、女性の価値がものの売買と同じように扱われてしまっているという見解から、女性にとって好ましいものではなく、法的に男性が従属することを強いるものだと考える。

6 1967 年、イランの国会によって家族保護法が議決された後、家族保護を担う裁判所は法務省から創立されることになった。家族保護裁判所の創立目的は家族の離婚に関すること、もしくは第 2、第 3 の妻を娶るにあたっての審査を行うことであった。

しかし、この家族法成立後、現在、都市に居住する女性は家族や社会の中で自信を持つようになった。多くの女性は人生が良くなっていると感じており、生活水準も向上させていくようになった。しかし、一方では、この改革は多くの都市で男性の怒りを買うことになる。それは、このような改革により女性が離婚を切り出す可能性が高くなると思われていたからである。多くの姑がこのことについて賛同した。なぜなら彼女たちは自分の娘の為には教育と雇用を奨励する一方、自分の息子には従順な嫁を希望する傾向にあったのである (Afari 2009:217)。

家族保護法は都市地域での女性の離婚を増加させたと言われているとはいえ、この情報によると1966年にイランの離婚率(結婚1000件あたりにつき、165件が離婚)は西ヨーロッパ諸国や中東のイラク、トルコ、シリアなどより高いものであった。しかし家族保護法の導入後、イラン人の離婚率は、1978年の結婚1000件あたり離婚件数は81件と減少した(同上:218)。

イランでは女性が離婚した場合、両親のもとに戻ると家族や親戚、近所の人々から非難の対象になりやすい。それを避けるため、一般的に女性が離婚した時には、彼女たちはもう両親のもとへは帰らず、独立して生活することを望む。

従って、家族保護法によって女性の離婚率がどんどん増加すれば、独立して生活する離婚女性の数もそれに合わせて増加するのではと多くの国民が心配していた。白色革命の直後、1967年に成立した家族保護法は、1975年にさらに改正され、女性の婚姻関係や離婚に関する法的地位を理念上は改善するものであった。推測ではあるがこの家族保護法は、モハンマド・レザー・シャー自身が女性の権利の拡大にほぼ関心がなかったため、イランが進歩的な近代国家の体制を備えるためだけに制定されたとも考えられる。もちろんモハンマド・レザー・シャーの意志なしには、制定されなかったことは確かであるが、既に述べたように、この制定は「イラン女性機構」の体制への働きかけの成果とみてよいだろう。

5 聖職者の抗議

当時、聖職者は、女性が社会参加し、仕事をすることは女性を肉体的に疲れさせ、夫との夫婦関係において価値観の違いが生じてしまうと強く考えていた。従順な妻の家庭内の姿勢が崩れ、それに伴い子供の養育にも支障をきたすことになる。社会に女性が進出することで、その女性自体が汚れ、社会もまた汚れていくのはふさわしくないというものである。イスラームへの反対は国民投票でも何の解決ももたらさないと説いた。

このような思想に基づき多くの聖職者がこの改革に反対するようになっていった。その中でも一番反発していた者としてはホメイニー師が挙げられる。彼は自身の抗議を以下の5つの点で展開している。

- ① 国民投票自体が法律に明記されていないこと。
- ② 政府が国民投票を行使する資格を持っていないこと。
- ③ 国民投票を急に行わず、国民に考える時間を与えること。
- ④ 選挙は自由な状態でされなければならないこと。

⑤ 全ての国民がこのことに関して認知しておらず、国民投票自体に意味がないこと。

(Davani 1358/1978-79:204-205)

ホメイニー師は白色革命の1年後、国王がアメリカとイスラエルの影響を受けた計画に基づいてイスラーム文化の弱体化に動きだしているのではないかと強く抗議した。また、ホメイニー師は女性の選挙権が与えられることに対して強い反発を示した。そして、国王を国民の代表と位置づけず、アメリカとイスラエルの代弁者という見方を強めていくようになる。アメリカとイスラエルが民主主義という名目でイランとの関係を強め、イランを植民地化し、イスラーム教と聖職者を排除することを目的としているのではないかと危惧していた。一方、聖職者の間でもこの民主化がアメリカ、そしてイスラエルの植民地政策の一端であるという見方が普遍的となり、国王の進める民主化に断固として反対する立場を崩さないようになっていく (Hashemi 1384/2005-2006:385)。

6 左派のゲリラ組織とイスラーム運動の台頭

西洋文化に敵対していた保守的なイスラーム主義者は、帝国主義者や資本主義者に対抗するために、左翼との間に異常なまでの提携関係を築いた。1960年から1970年にかけてパフラヴィーを打倒するために、本来は主義主張が異なるイスラーム聖職者 (ホメイニー師、モタッハリ師、タレガニ師) と世俗的なイスラーム主義者、ジャラーレ・アーレ・アフマド (Jalale al-e Ahmad) とアリー・シャリーアティー (Ali Shariati)⁷、そして世俗的な左派知識人がお互いに手を組み協力し合うこととなる。この三者は、イデオロギーには数多くの違いがあったにもかかわらず、欧米的なジェンダー規範に対しあからさまな敵意を抱いていた。モハンマド・レザー・シャーの政策に対しては、男性だけではなく以下の女性からも反発されることになった。

- 1) 左派組織に参加し、その下で地下活動を行った高学歴の女子学生
- 2) ホメイニー師の支持者たちによる自然発生的なグループに入った低学歴のムスリムの女性
- 3) アリー・シャリーアティーと彼の近代かつ反動的な宗教思想を中心とし、古さを継承する新しい中産階級の家族の女性。

これらの女性は、個人の生活の中で新しい政治の目標と、年配の保守的女性の考え方、そして現代的なライフスタイルの利点を組み合わせようとした。1978-1979の革命の中で、多くの左派知識人

7 アリー・シャリーアティー (Ali Shariati) は、1933年イランのホラーサーン (Khorasan) に生まれる。シャリーアティーは、少年期をマシュハド (Mashhad) で過ごし、モサッデク時代に父とともに国民戦線に参加し、1957年投獄された。出獄して1960年マシュハド大卒業後パリに留学した。1964年帰国と同時に逮捕されたが、出獄後の1967年以降、テヘランに新設されたフセイニーヤ・イルシャード (Husseinayah Ershad) 学院で青年層に「イスラームの革命性」を訴え、決起を促す連続講義をおこなった。そうした一連の講義はイスラーム社会学と総称されることになる。このような講義の中で、女性の政治と社会活動に対しても言及した。つまり、伝統的に家事だけを主としておこなっていた女性に対して、家事だけではなく社会的な活動にも参加することにより、自己の自由への実現が可能となると説いた。そのマルクスの影響を強く受けた彼のイスラーム再解釈の試みは、アッラーの前に立つ自己が「革命的自己形成」を果たすに当たって必要な個人の実存的選択という問題を提起して、西欧文明と伝統的イスラームの間で自己を喪失したイランの青年知識人層に強く働きかけ、彼らにイスラーム革命の行動原理を自己内構築させるいわば触媒となった。1973年再び投獄され、釈放後も軟禁状態に置かれたため、1977年にイギリスに脱出したが、わずか10日後に不可解な死を遂げる (Saedi 1374/1995-96)。

や女性は機関誌の読者に対して、ホメイニー師のリーダーシップを承認するよう勧めた。

このようなサポートは、ホメイニー師の持論である「第三の道」をバフラヴィ朝の腐敗からの脱却とするものだという論理展開を容易にさせた。ホメイニー師の女性・家族に関する主張の内容は以下にまとめられる。

- 1) 西洋の帝国主義は女性を性的な商品とした。
- 2) ソ連共産主義は家族の価値観を破壊した。

(Afari 2009:234)

ホメイニー師の理想的なイスラーム社会では、女性の教育は政治プロセスへの参加につながるものとし、その状況下においては、彼女たちが良い母親であると共に良き妻であることを保証した。若い男女と新旧の中産階級は、この「第三の道」を受け入れ、多数の者が革命運動に参加することとなり、イスラーム教の倫理観に基づいて、政治参加と教育、雇用の統合を望んだ。

7 女性運動とイスラーム革命

1963年に始まったモハンマド・レザー・シャーの「白色革命」と呼ばれる近代化政策、農地改革を実施し、農村から都市への人口の急激な移動をもたらした。近代化がもたらした貧富の差を始めとする様々な矛盾は都市にスラム街を生むことにもなったが、都市部に移住して生活苦にあった農村出身者や都市部の下層民も革命のデモに参加した層に含まれていた。女性もまた社会階級の上下を問わず、また思想的には政治的な意見を異にする女性も、共通の目標に向かってよく連帯し、革命に参加した。農村部の女性も独自のネットワークを練り広げて、革命機運を高めるうえで貢献したと言われる。

さらに細かくみていくと、革命が達成されるまで、平和的な方法からしだいに武力を伴う反政府運動へと発展したのがわかる。1977年の6月から12月の時期は、非暴力のデモ行進や集会に特徴づけられ、アメリカ大統領のカーターのいわゆる人道外交に激励をイランのインテリ層が、出版・集会・デモなどの手段でモハンマド・レザー・シャーの体制に対する批判を表明した。その後1978年5月までの時期は絶え間ない都市部での民衆の蜂起が起きている。イスラームのシーア派の宗教都市コムでの神学生と秘密警察との衝突がきっかけとなり、タブリーズ (Tabriz) やヤズド (Yazd) などの地方都市でも警察と民衆の衝突が相継いで起こった。こうした都市部で蜂起は、1978年の8月から9月の時期になると、ウラマーの演説に鼓舞された大衆のデモとして発展していった。政府機関のホワイトカラーの層も、民間のブルーカラーの層も各職場でストライキを行い、デモ行進を続け、日に日にストライキやデモの数をイラン全土で増やしていった。政治的な関心の強い高校生や大学生、高校・大学の教員も各々の教育機関でストライキやデモを行った。1978年12月から1979年の2月の時期は、国王の政府と革命政府という2つの政府が連立した革命の一大過渡期であった。

女性も中産階級を中心に黒いヴェールをかぶって革命運動に参加した。都市部でも農村部でも反国王のデモには女性も参加していたが、女性全体ではデモの参加者は参加しなかった女性の数に比べれば少なかったといわれている。デモ行進に参加しなかった女性も、革命運動の様々な集会に参

加したり、革命参加者で傷ついた人々の看護にまわったり、デモ行進する運動家たちに昼食やお茶を振舞うなどして支援し、間接的には革命に貢献していたのである。

1977年6月から1979年2月までは、革命成就までの期間であり、モハンマド・レザー・シャーの王政への反体制グループが勢力を結集した時でもある。反体制側勢力は、社会階層で言えば、中産階級、1952年から53年にかけてのイランの歴史上最もリベラルな政権だったと言われるモサッダグ政権の中核的基盤だった国民戦線の高年齢層、イラン内外の高校生や大学生、一般労働者、歴史的にウラマー（宗教指導者）と連帯関係をもつバーザール商人、ゲリラグループ等、一部の上流階級を除くありとあらゆるほとんどすべての社会階層を取り込んだ革命であった。

終章

1979年のイラン・イスラーム革命達成のために、女性はウラマーから積極的に革命に参加するように呼びかけられ、革命運動に動員された。女性たちは、革命成就とともに女性の権利も拡大するという意志をもって積極的に参加していった。しかし、一度革命が達成されると、女性の権利拡大の要求はむしろ押さえられる形となった。

白色革命では、国王は国内情勢の改革・近代化を進めることを視野にいれ、石油の収入により、国益を増大させ、その利潤でインフラの整備をおこなった。そして女性を労働力に加えることで、より国際的な競争力を得ようとした。このような背景の下、女性に権利を付与することで女性層の支持も獲得し、聖職者の反発に対抗しようとしたものと思われる。また、この女性への権利の付与は、国王の嫁（Farah Diba）、双子の妹（Ashraf）の影響もあったと考えられる。ただし、産業化という政治・経済面だけでなく、同時に風俗習慣という社会・文化の早急な変化を期待したことが国王の犯した一番の過ちであり、産業化を伴うことが必ずしも社会・文化に変化をもたらすことではないということを示した。イラン革命では、「ヴェールをかぶる」ことが急激な近代化対策をとったモハンマド・レザー・シャーの体制へのアンチテーゼとなり、それはイランのもっている伝統的な文化基盤の確認とその見直しでもあったといえる点にその違いを見ることができる。

参考文献

- * 中西 久枝 『イスラームとヴェール』 晃洋書房、1996
- * Afari, J., *Sexual Politics in Modern Iran*, Cambridge University Press, 2009
- * Afkhami, M., "Iran: A Future in the Past-The Pre-Revolutionary Womens Movements", ed. Robin Morgan, *Sisterhood is Global*, Garden City: Anchor Books, 1984
- * Sanasarian, E., *The Womens Rights Movement in Iran*, New York: Praeger, 1982
- * Abrahamian, E., *Iran beyn-e Do Enqelab*, Tr. Mohammadi, A Fattahi, M, Ney, 1386/2008
- 「二つの革命の間のイラン」
- * Azghandi, A., *Tarikh-e Tahavvolat-e Siyasi va Ejtemai-ye Iran*, Samt, 1384/2005-06

「イランの政治的・社会的改革の歴史」

* Cottam, R., *Nasiunalism dar Iran*, Tr.Tadayyon, A, Kavir, 1385/2006-07

「イランにおけるナショナリズム」

* Davani, A., *Nehzat-e Ruhaniyun-e Iran*, Vol.3, Mo'assese-ye Kheiriye va Farhangi-ye Emam Reza, 1358/1978-79

「イラン聖職者の運動」

* Damad, M., *Hoquq-e Khanevadeh (Nekah va Enhelal An)*, Olum-e Ensani, 1376/1998-99

「家族権利（結婚と離婚）」

* Hashemi, M Basiratmanesh, H., *Tarikh-e Mo'aser-e Iran az Didgah-e Khomeini*, Oruj, 1384/2005-2006

「ホメイニー師の見地から見たイラン現代史」

* Kar, M., *Zanan dar Bazaar-e Kar-e Iran*, Roshangaran va Motale'at-e Zanan, 1384/2005-06

「イランにおける労働市場の中での女性」

* Mirkhalaf zade, H., *Seiri dar Tarikh-e Shahanshahi-ye Iran*, Tehran, 1350/1971-72

「イラン王権の歴史の考察」

* Mozakerat-e Majles-e Shora-ye Melli-e Iran, 1342 (1964), 1346 (1967), 1353 (1975)

「イラン議会議事録」

* Pahlavi, M., *Enqelab-e Sefid*, Tehran, 1345/1966-67

「白色革命」

* Rejali, S., *Naqsh-e Zan dar Farhang va Tamaddon-e Iran*, Tehran, 1350/1971-72

「イラン文明と文化における女性の役割」

* *Rooznameh-ye Ettela'at*, Tehran, 1341-42/1963-64

「エツテラーアート新聞」

* Sa'idi, J., *Shakhsiyat va Andishe-ye Doktor Ali Shariati*, Chapakhsh, 1374/1995-96

「アリー・シャリーアティーの性格と思想」

* Zahed, S., *Farhang*, Vol.16, No.48, Tehran, 1382/2004-05

「文化」